



核燃料部会 部会賞表彰細則

平成 28 年 6 月 1 日 核燃料部会運営小委員会メール承認

(目的)

第 1 条 本細則は「核燃料部会規約」(1002-03) 第 1 条, 第 3 条ならびに「部会・連絡会・支部表彰制度規程」(0110) 第 1 条および「核燃料部会細則」(1002-03-01) 第 12 条に基づき, 核燃料部会部会賞(以下,「部会賞」という)の表彰について定めることを目的とする。

(趣旨)

第 2 条 部会賞は, 原子力平和利用を目的とした核燃料工学に関する学術および技術を顕彰することを目的とする。ただし, 相応しい成果や貢献がない場合は, 部会賞は授与しないものとする。

(表彰の種類, 対象)

第 3 条 部会賞は, 毎年 1 回, 原子力平和利用を目的とした核燃料工学に関する学術および技術上の優秀な成果ならびに優れた貢献をなした者に対して授与する。

- 2 部会賞の種類は別に定める。
- 3 部会賞受賞者は, 原則として核燃料部会員とする。

(選考方法)

- 第 4 条 受賞者の選考は, 運営小委員会がおこなう。
- 2 運営小委員会は, この選考を円滑におこなうため, 部会賞選考小委員会を設置する。
 - 3 部会賞選考小委員会について必要な事項は, 別に定める。

(表彰時期)

第 5 条 受賞者には, 部会賞を「春の年会」または「秋の大会」において贈呈する。

(選考結果報告)

第 6 条 表彰決定後, 選考過程および選考結果を理事会へ報告する。

(改定)

第 7 条 本細則の改定は, 核燃料部会運営小委員会が決定し, 核燃料部会全体会議, 部会等運営委員会ならびに理事会に報告するものとする。

附則

- 1 平成 24 年 4 月 1 日 第 0 回核燃料部会運営小委員会制定,同日施行
- 2 改定履歴
 - ① 平成 24 年 3 月 19 日 第 37 回核燃料部会全体会議制定
 - ② 平成 28 年 6 月 1 日 「核燃料部会部会賞表彰細則」に変更 核燃料部会運営小委員会メール承認,平成 28 年 6 月 24 日 核燃料部会全体会議メール報告 平成 29 年 2 月 10 日 部会等運営委員会メール報告,平成 29 年 3 月 21 日 第 7 回理事会報告

附則

- 1 平成 28 年 6 月 1 日承認の細則は,核燃料部会運営小委員会承認の日から施行する。